

拉致事件の一日も早い解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 7 月 5 日

提出者 総務文教委員長 佐藤 卓之

新潟県議会議長 小川 和雄様

拉致事件の一日も早い解決を求める意見書

脱北した朝鮮人民軍の元幹部が、軍の指令を受けて 1980 年代に日本人乗組員を拉致したと証言し、政府の拉致問題対策本部も事情聴取したと報道された。また、韓国の北朝鮮専門インターネット新聞の編集局長が、5 月 30 日のセミナーで、朝鮮人民軍出身の脱北者が 1980 年前後に青森近海で日本漁民を拉致したと証言したことを明らかにしている。

古屋拉致問題担当大臣は、北朝鮮による日本人拉致問題の解明に向け、海上保安庁と警察が連携を密にして 1970 年代から 80 年代にかけて日本周辺で起きた海難事故を再調査する方針を示している。

飯島内閣官房参与の北朝鮮訪問は、拉致問題は日本が主導的に解決すべき問題だとの認識のもと、拉致事件解決に向けた安倍総理の強い決意の表れと考える。

国家ぐるみで、人権を無視するばかりか我が国の主権をも侵害する拉致事件を引き起こした北朝鮮に対しては、引き続き、米国、韓国、中国をはじめとする世界各国と連携して、対話の窓口を開きつつも経済制裁を強力に行い、厳しく追及していかなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、対話と圧力の基本姿勢をもって世界各国と強力に連携しつつ、あらゆる手段を講じて一刻も早い拉致事件の解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

新潟県議会議長 小川 和雄

衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	平	田	健	二	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
外務大臣	岸	田	文	雄	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様
拉致問題担当大臣	古	屋	圭	司	様

国益を大きく損なう発言に対して強く抗議する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。  
平成 25 年 7 月 5 日

提出者	桜井甚一	井川雄二	川吉秀	沢野	佐藤	修純	富齋	櫻藤	一隆	成景
賛成者	笠青	原柳	義正	宗司	高坂	橋田	直光	揮子	宮矢	悦男
	小岩	林島	一良	大隆	佐小	田藤	卓林	之一	矢榆	辰洋
	柄小	村沢	正峯	一三	金中	林谷	国謙	彦洸	西尾	孝二
	石野	井野	伊佐	生修	帆東	野山	英	治機	村渡	惇佳
	星梅	谷川	政	夫守	高志	倉山	邦	栄健	三上	知五
	市松	川尾	キ幸	又ヨ	大志	田藤	浩義	男雄	内青	一之郎
	横佐	藤	久雄	秀雄	佐小	島		徳	片石	郎健

新潟県議会議長 小川和雄様

国益を大きく損なう発言に対して強く抗議する決議

鳩山元首相が香港のテレビのインタビューに対し、尖閣諸島は、中国側から見れば盗んだと思われても仕方がないと発言し、中国政府の主張に理解を示したと報道された。

そもそも国民の命を預かる総理大臣を経験した元首相の立場は重く、国益を著しく損なう発言を断じて許すことはできない。

また、野中元官房長官も訪中した際の北京での記者会見で、日中国交正常化の直後に、当時の田中総理から沖縄県・尖閣諸島問題の棚上げを日中双方が確認したと聞いたことを明らかにするとともに、中国共産党の劉雲山政治局常務委員との会談でもその内容を伝えたと表明している。

菅官房長官は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史上、国際法上も疑いの余地もなく、解決すべき領有権の問題はそもそも存在せず、棚上げや現状維持を合意した事実はないし、棚上げすべき問題も存在しないと表明しており、また岸田外務大臣も記者会見で、我が国の外交の記録を見る限り、そういった事実はないと野中発言を否定している。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法的にも我が国の固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を早急に行わなければならない重要なこの時期に、一国を代表する総理大臣や官房長官を経験した人間が、国益を大きく損なう発言を行ったことは、断じて許すことができない。

よって本県議会は、ここに強く抗議するとともに、猛省し国民に謝罪することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 25 年 7 月 5 日



畜産農家の将来展望が拓ける経営安定対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 7 月 5 日

提出者 榆井辰雄 沢野 修 富 樫 一 成  
皆川雄二 佐藤 純 桜井 甚 一  
斎藤隆景 早川吉秀

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 小川和雄様

畜産農家の将来展望が拓ける経営安定対策を求める意見書

円安などの影響で家畜の餌となる配合飼料の価格が高騰し畜産農家の経営が圧迫されていることから、農林水産省は価格上昇分の一部を補填する緊急対策を決めている。

我が国の畜産物生産に不可欠な配合飼料のほとんどは輸入に依存している。こうした中、昨年の米国での記録的な干ばつの影響により、平成 20 年度以降高止まりを続けてきた国際穀物価格が再び急騰し、配合飼料価格も大幅に値上げされたところである。

本年の米国におけるトウモロコシの作付面積は平年並みに回復しているものの、バイオエタノール燃料への配分や受粉期の夏場の天候等の要素によって、その価格が大きく左右されることから、先行きは不透明である。

政府においては、飼料用稲の増産や草地基盤整備等の施策を進めてはいるが、喫緊の重要な課題である配合飼料価格安定制度の安定的な財源確保を速やかに行うとともに、期中における改定を含めた機動的な畜種別経営安定対策の実施や生産コストの適正な価格転嫁の促進を図らなければならない。

畜産農家が安心して今後も経営を行うためには、抜本的な対策として自給飼料基盤の強化や中期的な経営が見通せる経営安定対策の拡充、万全の財源措置を見据えた配合飼料価格安定制度の見直しが必要である。

よって国会並びに政府におかれては、畜産農家が将来に向けて安心して今後も農家経営が行えるよう、早急に抜本的な経営安定対策を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規吏により意見書を提出する。

平成 25 年 7 月 5 日

新潟県議会議長 小川和雄

衆議院議長 伊吹文明様  
参議院議長 平田健二様  
内閣総理大臣 安倍晋三様  
財務大臣 麻生太郎様  
農林水産大臣 林 芳正様

テロ対策に対して万全の措置を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。  
平成 25 年 7 月 5 日

提出者	小 島 隆 沢 野 修 富 櫻 一 成	皆 川 雄 二 佐 藤 純 桜 井 甚 一	斎 藤 隆 景 早 川 吉 秀										
賛成者	笠 原 義 宗 高 橋 直 揮 宮 崎 悦 男	青 柳 正 司 坂 田 光 子 矢 野 辰 学	小 林 一 大 佐 藤 卓 之 榆 井 辰 雄	金 林 一 彦 西 尾 村 渡 三 上 内 志 佐 小	中 野 洸 治 機 栄 健 子 又 三 秀	帆 山 倉 渚 島 川 尾 藤	東 倉 渚 島 川 尾 藤	高 倉 渚 島 川 尾 藤	大 竹 松 横 佐	伊 吹 文 明 様	平 田 健 二 様	安 倍 晋 三 様	新 藤 義 孝 様

新潟県議会議長 小 川 和 雄 様

テロ対策に対して万全の措置を求める意見書

北朝鮮の朝鮮人民軍が対韓国開戦直前に日本全国にある原子力発電所施設に特殊作業員を送り込み、米軍施設と同時に自爆テロを起こす計画を策定していたと軍の元幹部ら脱北した複数の関係者の証言が報道されている。

元幹部らの証言によれば、実際に作業員を日本に侵入させて施設の情報収集を重ねるとともに日本近海でひそかに訓練も行っており、「日本にはスパイを取り締まる法律も無く、韓国に比べて潜入が非常にたやすく、上陸時は銃も携帯しなかった」とも報道されている。

このように、テロの脅威が現実のものとなってきた今、テロ対策等を含めた原発安全対策について、改めて早急に検討しなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、国民の安全と安心の確保を図るため、原子力発電所をはじめとする重要施設に対する警備に万全を尽くすとともに、国民の生命・財産を卑劣なテロから守るために、テロ対策のために必要な関連する法律の整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 7 月 5 日

新潟県議会議長 小 川 和 雄

衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	平 田 健 二 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
総務大臣	新 藤 義 孝 様

国土交通大臣	太	田	昭	宏	様
防衛大臣	小	野	寺	五	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様
国家公安委員会委員長	古	屋	圭	司	様

第 19 号発議案

議員の派遣

上記議案を別紙のとおり提出します。  
平成 25 年 7 月 5 日

提出者	佐 藤 純	沢 野 修	富 樫 一 成
	皆 川 雄 二	桜 井 甚 一	斎 藤 隆 景
	早 川 吉 秀	志 田 邦 男	
賛成者	笠 原 義 宗	高 橋 直 揮	宮 崎 悦 男
	青 柳 正 司	坂 田 光 子	矢 野 辰 学
	小 林 一 大	岩 村 隆 一	小 島 洋 吉
	岩 柄 良 三	柄 野 生 一	石 井 孝 昭
	小 石 正 修	星 野 夫 一	佐 藤 佳 夫
	佐 横 幸 雄	佐 久 秀 一	伊 浩 三 日
			伊 浩 三 日 猛
			伊 浩 三 日 健

新潟県議会議長 小 川 和 雄 様

議員の派遣

次のとおり議員を派遣する。

平成 25 年度議員団の派遣について

1 目 的 原子力関係国際機関等の実情を調査し、新潟県の原子力行政の円滑な推進を図るため、議員団を派遣するもの。

2 派遣場所 オーストリア(ウィーン)、ウクライナ(チェルノブイリ)、ロシア(モスクワ)

3 期 間 平成 25 年 8 月 25 日から 8 月 31 日まで

4 派遣議員 6 人以内